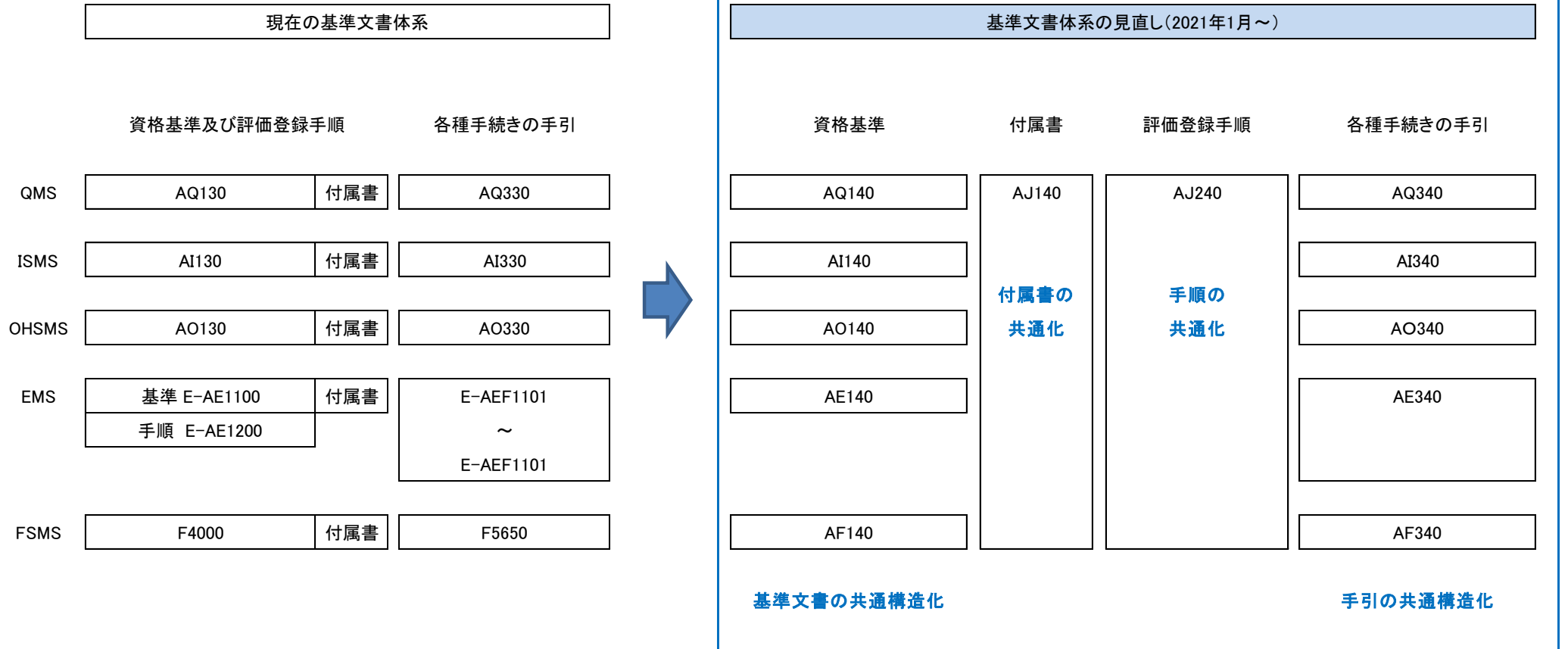


資格基準改定の概要

(1)文書体系の見直し

- ・各 MS 資格基準文書に共通する内容である付属書及び評価登録手順を独立した共通文書とします。
- ・資格基準文書及び各種手続きの手引の文書構造（項目立て）を共通化します。



※AQ130、AQ140等の表記は、各MS資格基準等の文書番号です。

(2)資格基準改定項目

- ・今回の改定では、各 MS 固有の要件を除いて、可能な限り資格基準を共通化します。
- ・FSMS は他の MS と比べ独自色の強い資格基準となっていることから、今回の改定では文書体系と資格の失効・回復期限のみ他の MS と共通化し、資格基準の内容の見直しについては次のステップで検討します。
- ・AS は IAQG のスキームに基づいて資格基準を定めているため、今回の改定の対象外とします。

※表中の青色網掛け部分が現行基準からの変更が発生する項目

No.	申請内容	資格基準の変更内容	QMS	EMS	OHSMS	ISMS	FSMS
1	新規登録及び資格拡大登録	学歴及び実務経験 <u>高卒以上の学歴を有する場合には、実務経験年数を短縮できるものとする。</u> (高卒以上→4年以上、高卒未満→7年以上)	変更内容を適用	現行基準から変更なし(既に現行基準で適用中)	現行基準から変更なし(既に現行基準で適用中)	変更内容は適用しない(現行基準を継続適用)	適用外(現行基準を継続適用)
2	格上 (審査員補→審査員)	審査実績は、 <u>研修コース修了後審査員補登録前のメンバー実績でも可とする。</u>	変更内容を適用	現行基準から変更なし(既に現行基準で適用中)	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外(現行基準を継続適用)
		<u>適正な指導者が常に同行して指揮、指導を行うというマン・ツー・マン方式の要件を廃止する。</u>	変更内容を適用	現行基準から変更なし(現行基準でもマン・ツー・マン方式の要件なし)	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外(現行基準を継続適用)
		OJT 指導者は <u>JRCA 登録主任審査員、エキスパート審査員の他に、同等以上の力量を有する指導者も認める。</u>	現行基準から変更なし(既に現行基準で適用中)	変更内容を適用	現行基準から変更なし(既に現行基準で適用中)	現行基準から変更なし(既に現行基準で適用中)	適用外(現行基準を継続適用)
		<u>審査実績に関する以下の制約条件を廃止する。</u> ・異なる2つ以上の組織に対する審査実績であること ・同一システムの1年以内の繰返し監査は9か月以上間隔を空けること	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外(現行基準を継続適用)

No.	申請内容	資格基準の変更内容	QMS	EMS	OHSMS	ISMS	FSMS
		<u>(ISMS)</u> <u>ISO/IEC27006:2015/Amd.1:2020 の内容を考慮する。</u>				別紙 2 参照	
		<u>格上げ後も格上げ前の有効期限を継承 (認証サイクル不変) する。</u>	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	変更内容を適用	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)
3	格上 (審査員→主任審査員)	主任審査員への格上時に必要となるメンバー実績について、 <u>審査員登録後としていた条件を廃止し、審査員登録前の (OJTを除く) メンバー実績も認める。</u>	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外 (現行基準を継続適用)
		<u>OJT 指導者は JRCA 登録主任審査員、エキスパート審査員の他に、同等以上の力量を有する指導者も認める。</u>	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	変更内容を適用	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	適用外 (現行基準を継続適用)
		<u>審査実績に関する以下の制約条件を廃止する。</u> ・異なる 2 つ以上の組織に対する審査実績であること ・同一システムの 1 年以内の繰返し監査は 9 か月以上間隔を空けること	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外 (現行基準を継続適用)
		<u>格上げ後も格上げ前の有効期限を継承 (認証サイクル不変) する。</u>	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	変更内容を適用	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)	現行基準から変更なし (既に現行基準で適用中)

No.	申請内容	資格基準の変更内容	QMS	EMS	OHSMS	ISMS	FSMS
4	資格維持申請時の審査実績	<u>主任審査員の審査実績として、当該 MS のメンバー実績でも可とする。</u>	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外（現行基準を継続適用）
		<u>審査員、主任審査員ともに 1 年間に審査実績 1 件の実績報告を行うこととし、エビデンス（審査スケジュールの写しなどの、審査に参加したことが分かる資料）の提出は不要とする。</u>	変更内容を適用	現行基準から変更なし（既に現行基準で適用中）	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外（現行基準を継続適用）
5	資格更新申請時の審査実績	<u>審査員、主任審査員ともに、資格更新時までの 3 年間に実施した 3 回以上の審査実績のエビデンスをまとめて提出する必要がある。（資格維持申請の際に報告された審査実績とは別の審査実績のエビデンスの提出も認める。）</u> なお、エビデンスの有無にかかわらず、 <u>資格更新申請前の至近 1 年間に行った審査実績の報告も必要</u> となる。	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外（現行基準を継続適用）
		<u>主任審査員は、資格更新時までの 3 年間に実施した 3 回以上のリーダー実績のエビデンスをまとめて提出する必要がある。なお、JRCA の他の MS 主任審査員資格を保有している場合、3 回中 2 回までは、JRCA の主任審査員登録がある他の MS のリーダー実績のエビデンスでも可とする。ただし、いかなる場合であっても、リーダー実績、メンバー実績を問わず、資格更新を行う MS の審査実績のエビデンスが 3 年で 3 回以上必要</u> となる。 ※以下の（注）の事例参照	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外（現行基準を継続適用）

No.	申請内容	資格基準の変更内容	QMS	EMS	OHSMS	ISMS	FSMS												
		<u>審査実績に関する以下の制約条件を廃止する。</u> ・異なる2つ以上の組織に対する審査実績であること ・同一システムの1年以内の繰り返し監査は9か月以上間隔を空けること	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外（現行基準を継続適用）												
6	CPD	<u>一般研修（JRCA登録CPDコース及び認定された認証機関の審査員研修を除く一般的な研修）を受講した場合、習得内容の記述が必要</u> である。	現行基準から変更なし（既に現行基準で適用中）	変更内容を適用	現行基準から変更なし（既に現行基準で適用中）	現行基準から変更なし（既に現行基準で適用中）	現行基準から変更なし（既に現行基準で適用中）												
7	資格の失効と回復の期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>失効</th> <th>回復</th> <th>やむを得ない事情による回復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持申請</td> <td>維持手続き期限日から3ヶ月を超えた時点</td> <td>維持手続き期限日から6ヶ月以内</td> <td>維持手続き期限日から9ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>更新申請</td> <td>有効期限日を超えた時点</td> <td><u>有効期限日から6ヶ月以内</u></td> <td><u>有効期限日から9ヶ月以内</u></td> </tr> </tbody> </table>		失効	回復	やむを得ない事情による回復	維持申請	維持手続き期限日から3ヶ月を超えた時点	維持手続き期限日から6ヶ月以内	維持手続き期限日から9ヶ月以内	更新申請	有効期限日を超えた時点	<u>有効期限日から6ヶ月以内</u>	<u>有効期限日から9ヶ月以内</u>	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用
	失効	回復	やむを得ない事情による回復																
維持申請	維持手続き期限日から3ヶ月を超えた時点	維持手続き期限日から6ヶ月以内	維持手続き期限日から9ヶ月以内																
更新申請	有効期限日を超えた時点	<u>有効期限日から6ヶ月以内</u>	<u>有効期限日から9ヶ月以内</u>																
8	経験のある事業分野	資格評価の対象とせず、 <u>自己申告による参考情報として取り扱う。</u> また、申請者の勤務先が生業としている事業分野ではなく、 <u>申請者が携わった仕事の経験分野を参考情報として登録</u> するものとする。	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	変更内容を適用	適用外（現行基準を継続適用）												

(注) 資格更新時の審査実績の提出

例) QMS 主任審査員、EMS 主任審査員の両方の資格をお持ちの方が、QMS 主任審査員資格の更新時に、EMS のリーダー実績を併用する場合を例にすると、下表の審査実績の提出で更新が可能となります。

実績の種類	保有資格	
	QMS	EMS
リーダー実績	1年目：1回実施（エビデンス提出） 2年目：1回実施（エビデンス提出） 計2件≥1件	2年目：1回実施（エビデンス提出）
メンバー実績	1年目：1回実施（エビデンス提出） 3年目：1回実施（実績報告のみ）	

→ 必要なリーダー実績  
(エビデンスの提出有り)  
左記計3件≥3件

↓  
必要な QMS の審査実績  
(エビデンスの提出有り)  
上記計3件≥3件

上表の例が、QMS 主任審査員の資格更新要件を充足することの補足説明

リーダー実績	(○) 3年間で3件以上のリーダー実績のエビデンスが提出されています。 (○) QMS のリーダー実績のエビデンスが1件以上提出されています。
QMS の審査実績	(○) メンバー実績を含め、3年間で3件以上の QMS の審査実績のエビデンスが提出されています。
至近1年の審査実績	(○) 資格更新申請前の至近1年間(3年目)に実施された審査実績があります。